

秩父市公共下水道使用料の適正化について (パブリックコメント資料)

令和7年10月
秩父市環境部下水道課

【はじめに】秩父市下水道事業審議会 前回(令和元年度)の答申内容

① 公共下水道事業における問題点について

「下水道事業の恩恵を受けていない市民からの税金が投入されることによる税負担の不均衡」を問題点に挙げ、市税、つまり一般会計からの繰入金に依存した経営を行っていることで、受益者負担の原則から外れた不公平な状況が生じていることが指摘されています。

③ 必要な使用料改定率についての補足

「使用料算定期間は令和2年度から令和6年度までの5年間」とすること及び「今後の下水道使用料の見直しについても、概ね5年度ごとに行うことが適当であり、(中略)その時において基準外繰入金の解消に努める必要がある」と答申されています。

② 必要な使用料改定率について

「一般会計繰入金(基準外)をすべて解消するためには58%の改定が必要となるが、これを一度に解消するのではなく、第1段階として半減することを目指し、平均改定率を29%とする」



審議会の様子(令和元年度)

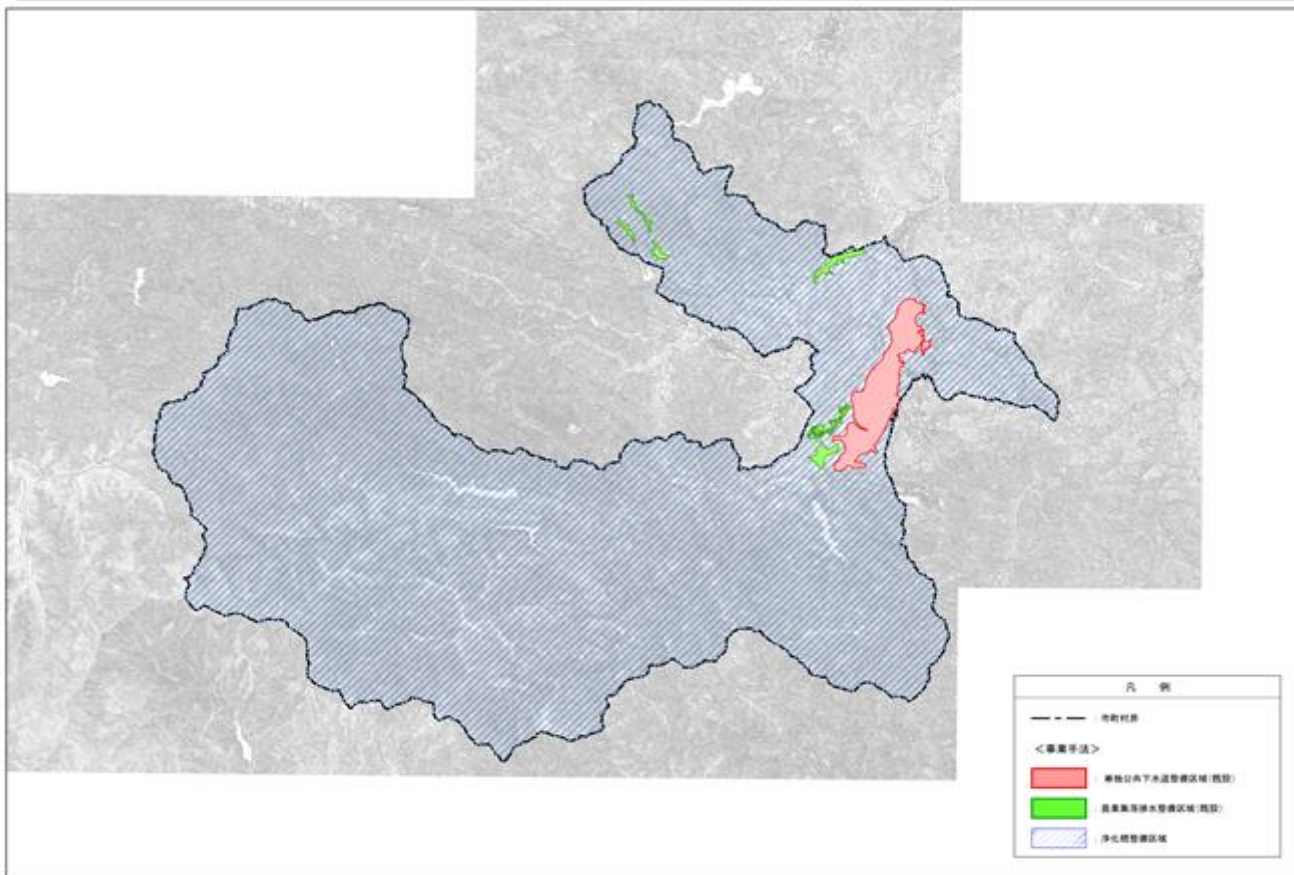
この答申を受け、令和2年11月に平均改定率29%の値上げを行いました。

そして令和7年、前回答申において懸案とされた基準外繰入金の解消や使用料の適正化について、市長から諮問を受け、現在、審議会において審議を行っています。



1 下水道事業の処理区域

※令和5年度末時点



公共下水道事業区域

中央地区の一部
原谷地区(大野原)の一部
高篠地区(下山田)の一部
影森地区の一部

農業集落排水事業区域

太田上地区
久那地区
別所・巴川地区
小川戸・塚越地区
明ヶ平・小川地区
女形地区

戸別合併処理浄化槽事業区域

上記以外の区域

秩父市にお住まいの方の下水の処理方式と使用者割合は次のとおりです。

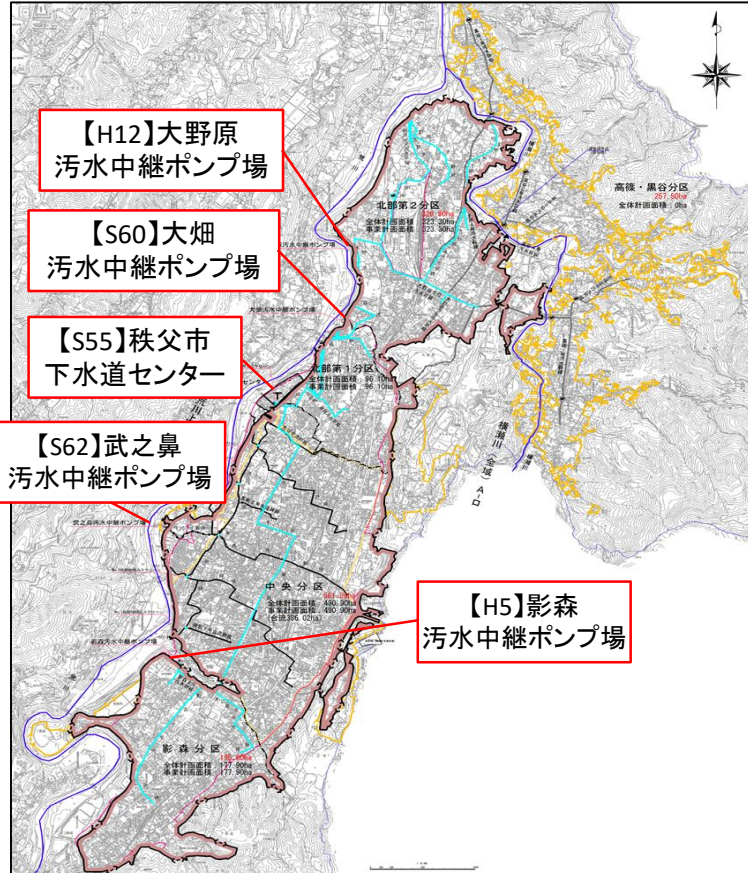
①公共下水道:56.8%、②農業集落排水施設:3.8%、③合併処理浄化槽:27.5%、④単独処理浄化槽:9.9%、
⑥くみ取り式トイレ:2.0%

その中で市が管理を行っていて、使用料を徴収しているのは①と②、③のうち市設置型のものです。
この3つの事業が秩父市が行っている「下水道事業」です。



2 公共下水道事業の概要

※令和6年度末時点



- 秩父市の公共下水道事業は、昭和27年に既成市街地(現在の中央分区)を対象に事業認可を取得し建設に着手
- 昭和43年に中級処理(高速散水ろ床法)で下水処理を開始(トイレの水洗化へ)
- 昭和55年に高級処理(標準活性汚泥法)で下水処理を開始し現在に至る

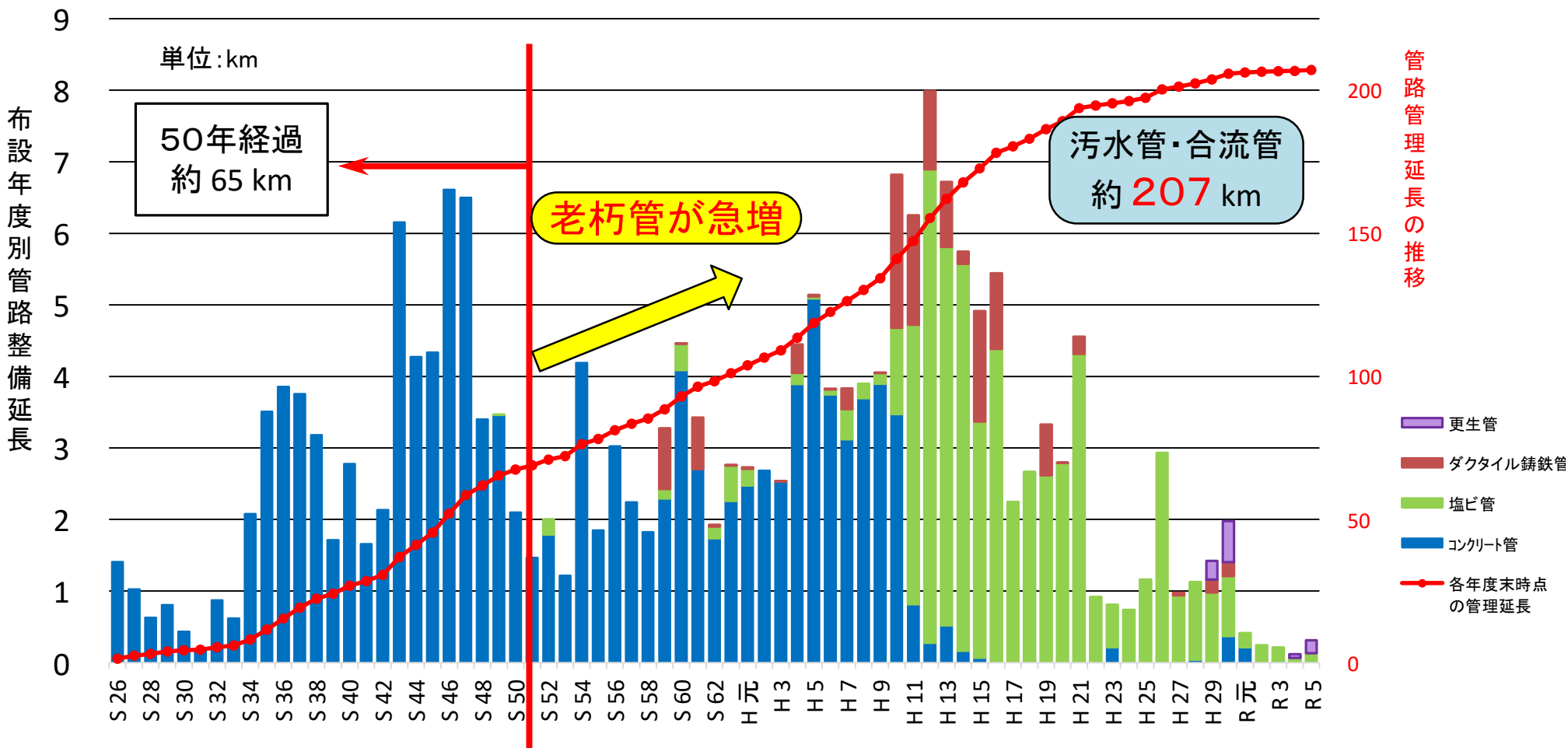
・ 事業計画区域面積	1,088 ha
うち合流区域面積	386 ha
うち分流区域面積	702 ha
・ 処理区域内人口	32,413 人
・ 下水道(人口)普及率	57.0 %
・ 下水道(面積)整備率	89.9 %
・ 管渠延長	214 km
うち污水管・合流管	206 km
うち雨水管	8 km
・ 処理場	1 箇所
・ 汚水中継ポンプ場	4 箇所



秩父市の公共下水道事業は昭和28年に建設に着手して以来72年が経過しました。当時は、雨水による浸水や、汚水に起因する伝染病が発生し、保健衛生の向上が叫ばれていた中、下水道の整備は「市民待望の大事業」でした。現在の整備率は約89%、道路の中などに埋設された下水道管の延長は214kmまで達しました。



3 秩父市の公共下水道管路の年度別整備延長と老朽化（令和6年度末）



年々拡張してきた公共下水道事業ですが、近年では施設の老朽化対策が重要な課題となっています。令和6年度末時点で法定耐用年数(50年)を超過した管路は約65キロメートルで、全体の31%を占めています。もしもこの先全く更新工事をしなかった場合、10年後には約42%、20年後には約57%になる見込みです。



4 下水道事業の経営指標

※令和6年3月31日現在

	公共下水道	農業集落排水施設	合併処理浄化槽 (市町村設置型)	その他 個人設置型浄化槽 汲み取り式トイレ等
行政区域内人口 (A)	57,806人			
接続人口 (B)	32,391人	1,740人	6,162人	17,513人
接続人口割合 (B)/(A)=(C)	56.0%	3.0%	10.7%	30.3%
年間有収水量 (D)	3,504,684m ³	227,626m ³	450,045 m ³	
使用料収入 (E)	440,870千円	25,083千円	32,302千円	
使用料単価 (E)/(D)=(F)	125.8円／m ³	110.2円／m ³	71.8円／m ³	
汚水処理費 (G)	525,703千円	46,680千円	77,262千円	
汚水処理原価 (G)/(D)=(H)	150円／m ³	205.1円／m ³	171.7円／m ³	
経費回収率 (E)/(G)=(I)	83.9%	53.7%	41.8%	

市が事業を運営している公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽(市町村設置型)の3事業は、全事業とも原価を使用料収入で賄えておらず、商売として成り立っていません。(使用料単価<汚水処理原価)

「100円で作った商品を83.9円で売っているのが公共下水道事業、53.7円で売っているのが農業集落排水事業、41.8円で売っているのが戸別合併処理浄化槽事業」ということが経費回収率を見ると分かります。
この赤字分については、3事業とも市税を財源とする一般会計からの繰入金で補填しています。



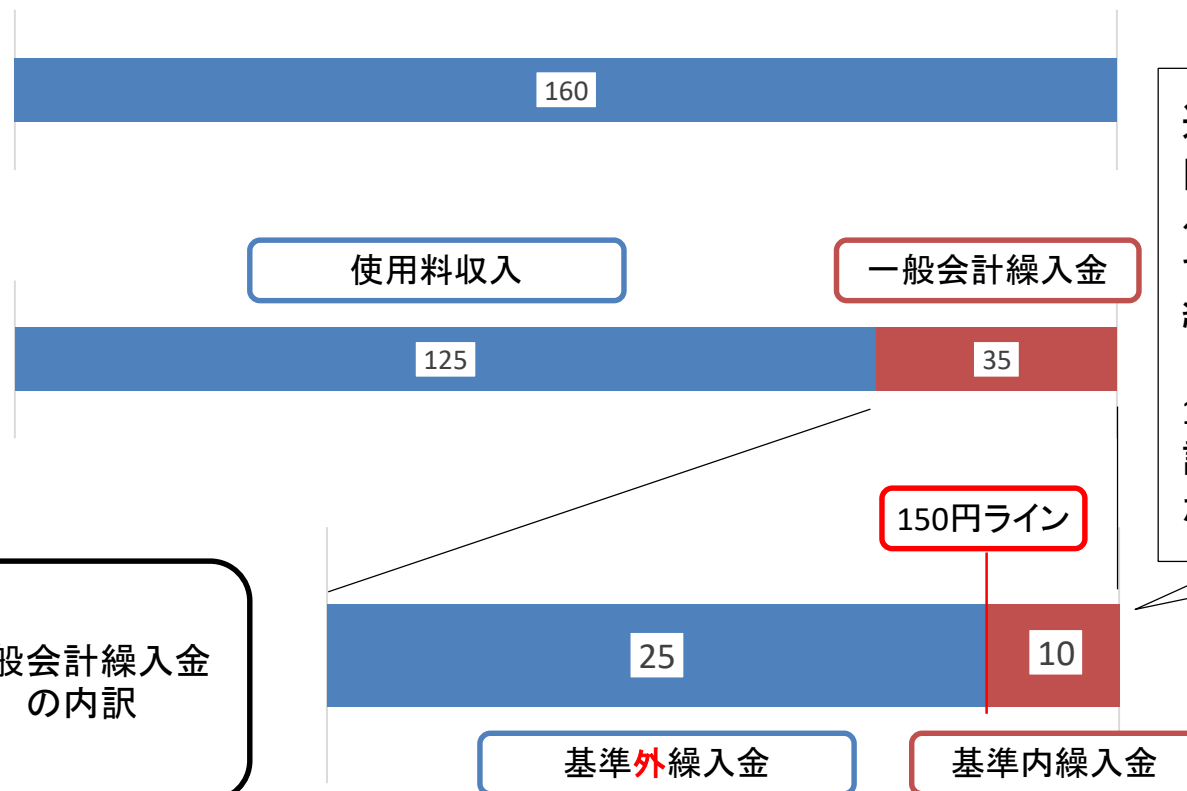
5 公共下水道事業の問題点 ～1m³あたりの原価に対する財源内訳～

※令和5年度決算値

汚水1m³を処理する
ためにかかるお金
160円

その160円に対する
財源内訳

一般会計繰入金
の内訳



適正な使用料とされる150円を徴収してもなお不足する分は、基準内繰入金として一般会計が負担すべき経費とされています。

150円を超える分を一般会計が負担した場合は150円が汚水処理原価となります。

汚水1m³を処理するためにかかるお金は年間約160円かかっています。それに対し、使用者からいただくお金は125円であり、35円足りない分は一般会計繰入金で補っています。ただし、この35円のうち10円分については適正な使用料とされる150円を徴収してもなお不足する分として、一般会計が負担すべき経費(基準内繰入金)とされています。

そのため、最低でも1m³あたり25円の使用料値上げを行い、使用者が自身の使用料を自身で負担することが求められています。

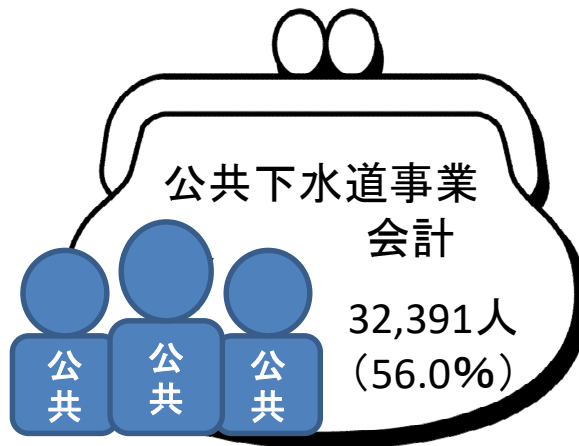


福祉、教育、道路など、市民全員(57,806人)のために使うべきお金

基準外繰入金 2億3,349万2,970円

ここがポイント①

基準外繰入金を下水道事業会計に充てることで、下水道使用料を低く設定している団体は、補助金の減額など国からの財政措置が受けられなくなります。



ここがポイント②

基準外繰入金を解消できれば、本来の使い道である一般行政事務に充てられるお金が増えるため、例えば福祉や教育、道路など様々な事業が今よりも充実し、市民全体に還元されることになります。

前のページで説明した基準外繰入金は総額で年間約2億3千万円かかっています。本来は市民全員のために使うべき一般会計のお金が、公共下水道事業会計の赤字補填のために使用されている状況です。

下水道事業は、使用料でもって経営する「独立採算」が法令による原則となっています。それにも関わらず基準外繰入金により経営している場合は、ポイント①のような不利益が生じます。



7 下水道事業における経費削減の取組

これまでの取組



① 下水道事業全体計画の見直し

地域の実情に応じた最適な汚水処理システムについて見直しを行い、下水道未整備地区のうち高篠・黒谷地区等を縮小するなど下水道事業の全体計画区域を縮小しました。

⇒ 将来の事業費削減効果:約87億円

② 使用料以外の財源の確保

『秩父市下水道ストックマネジメント計画』に基づく老朽化施設の更新のため、国の交付金を積極的に活用し、企業債についても適切に活用しました。

⇒ 補助率:補助対象事業費の1/2(R1～R5平均:5,900万円)

⇒ 償還方法見直し等による支払利息削減(R1比:3,300万円)

③ 官民連携による効率化

施設の維持管理と更新を一体として民間事業者に委ねる「ウォーターPPP」の導入検討を進めます。

これからの取組



① 先進技術の活用による効率化

下水道センターの空きスペースを活用した太陽光発電設備や、省エネ型送風機(ブロワ)を導入し、動力費を削減します。

⇒ 動力費削減効果(見込み):約30%



② 官民連携による効率化(継続)

施設の維持管理と更新を一体として民間事業者に委ねる「ウォーターPPP」の導入検討を進め、令和10年度の事業開始を目指します。

⇒ 事業費削減効果見込み:5%前後(先行事例による試算)

⇒ 改築更新整備費用に対して国費支援の重点配分あり

※その他にも、水洗化率の向上、滞納整理の強化、下水汚泥の有効活用・共同処理の検討についても継続して取り組みます。

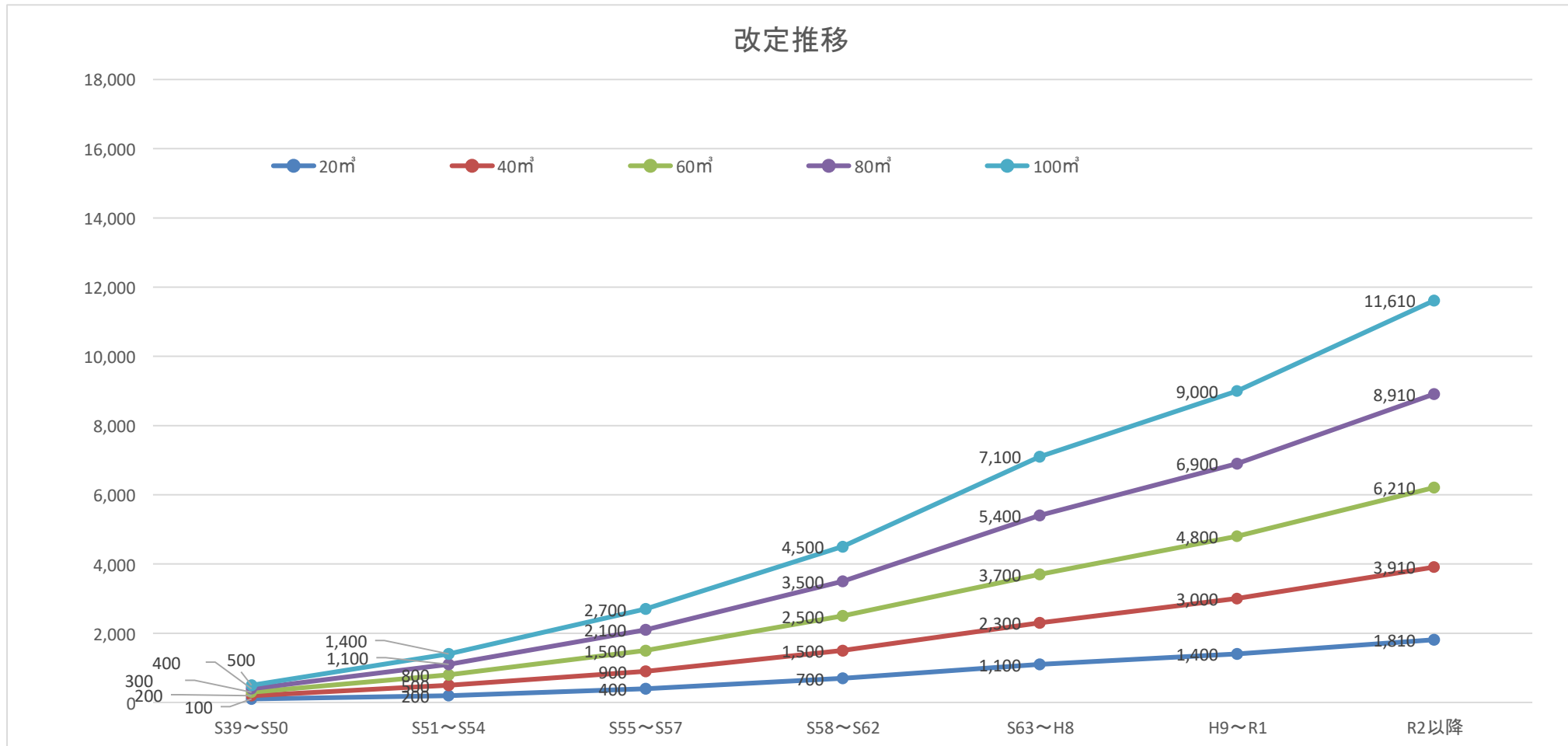
下水道事業は全国的な傾向として、施設の老朽化に伴う更新需要の増大と人口減少等に伴う使用料収入の減少により厳しい経営状況にあります。使用料改定を行う前に、まずは経営側が徹底した経費削減を行うことで、使用料改定率の抑制に努めてまいります。

ただし、必要な更新工事を先送りすることで費用を削減することがあってはなりませんので、下水道事業が「住民の安全・安心・快適な暮らしを守る重要なライフライン」であることを肝に銘じ、将来に責任をもって、健全な下水道事業をつなげてまいります。



8 秩父市公共下水道使用料の推移

※水量別2か月あたりの使用料(税抜)



これまで、下水道の拡張や物価の上昇に伴い、使用料が改定されてきました。
 現在、下水道事業審議会において、下水道使用料の適正化について審議を進めています。
 将来にわたり持続可能な下水道事業を展開していくために、住民や企業に対する影響を考慮しながら、適正な使用料について検討してまいります。秩父市下水道事業に対する皆様のご意見をお聞かせください。

